

阿賀町一般廃棄物処理基本計画

(概要版)

令和8年3月

阿 賀 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置付け	2
4. 上位計画の概要	3
第2章 ごみ処理基本計画	4
1. ごみ処理施設の変更	4
(1) 搬出先	4
(2) ごみ処理フロー	4
(3) ごみ処理主体	6
(4) ごみの分別方法	6
2. 目標の設定	7
3. 将来ごみ排出量等の推計	8
4. ごみ処理基本計画の取り組み	11
第3章 生活排水処理基本計画	14
1. 生活排水処理フロー	14
2. 生活排水処理体制	15
3. 目標の設定	15
4. 将来生活排水処理量等の推計	16
5. 生活排水処理基本計画の取り組み	17

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と目的

本町では、平成27年3月に一般廃棄物処理基本計画（ごみ、生活排水）（以下、前回計画とする。）を策定している。前回計画では計画目標年度を平成27年度から平成37年度（令和7年度）までの10年間としていることから、前回計画目標の達成状況を確認するとともに、今後の計画目標を示すものとする。

前回計画策定時との大きな変化として、可燃ごみ、粗大（可燃）ごみに関して、これまで本町が管理する阿賀町クリーンセンターにて焼却処理をしていたが、令和7年4月より供用となったクリーンセンターあがのがわでの処理が開始され、ごみ処理体制が大きく変化した。また、同様に、不燃ごみ、粗大ごみ（不燃）、有害ごみは五泉地域衛生組合が管理する不燃物処理センターにて処理をしていたが、これらもクリーンセンターあがのがわにて処理することとなった。

さらに、前回計画策定から廃棄物処理に関連する法律として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月1日）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月1日）が施行されていることから、これらを踏まえて一般廃棄物処理基本計画を策定する。

2. 計画期間

本計画は、令和8年度を計画初年度とし、令和22年度までの15年間の計画とする。なお、計画策定の5年後の令和13年度、または、計画策定の10年後の令和18年度を中間目標年度として設定し、見直しを行う。また、廃棄物処理に関しての条件に大きな変化があった場合には、見直しを行うものとする。

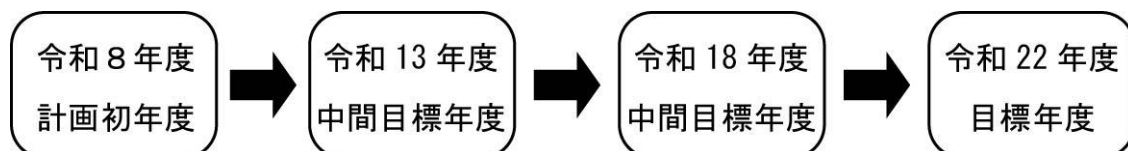


図 1.1 計画期間

3. 計画の位置付け

本計画は、国が定めた関連法令および関連計画、県が定めた関連計画や町が定めた総合計画を上位計画とし、これらに沿うよう一般廃棄物の減量化、再資源化、適正処理に取り組むための基本方針とする。

本計画の位置付けを図 1.2 に示す。

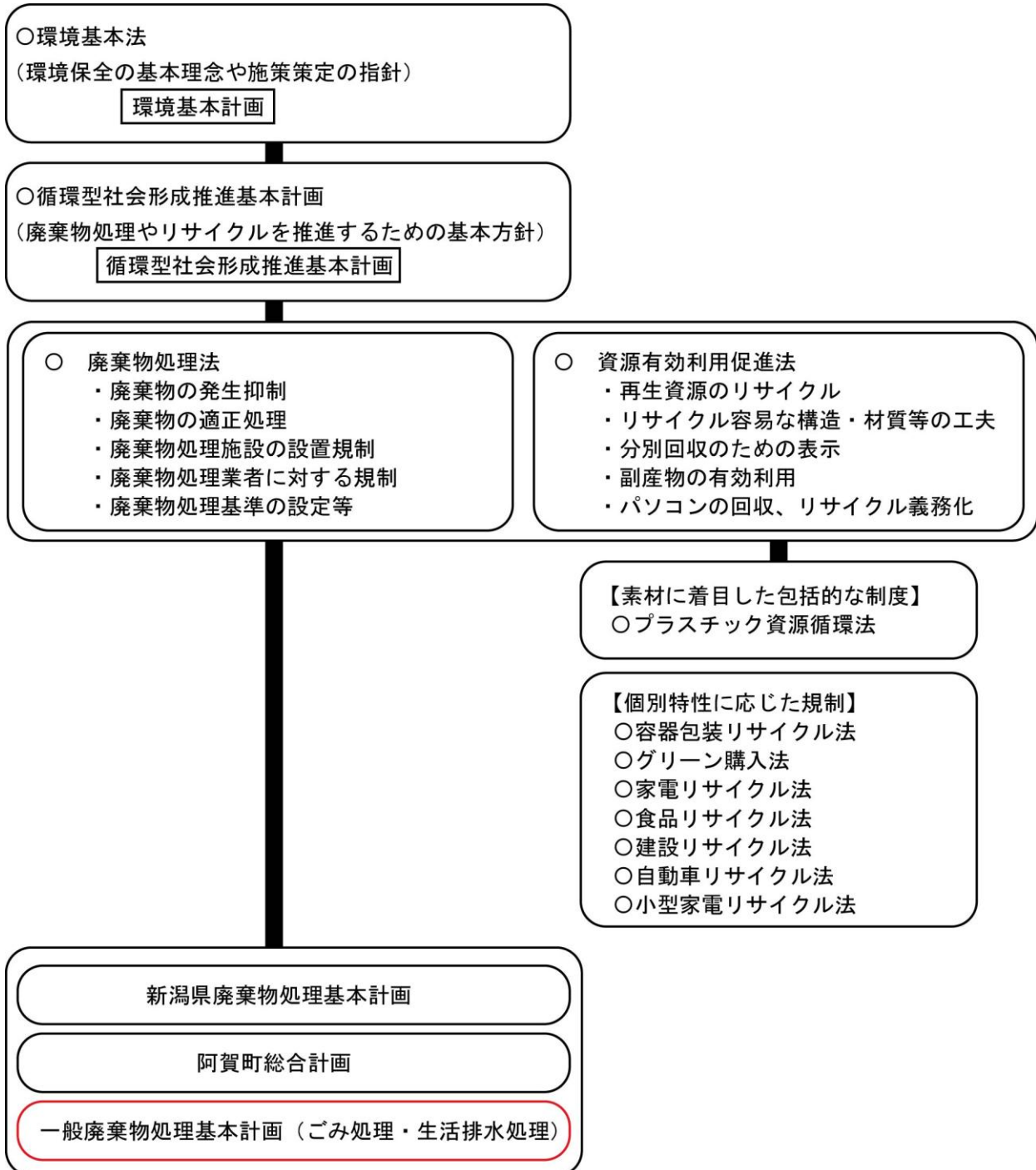


図 1.2 本計画の位置付け

4. 上位計画の概要

上位計画として、令和6年度末に、「第3次 阿賀町総合計画（令和7年3月）」が策定されており、計画期間は2025年から2034年となっている。

その内容として、基本理念が掲げられている。

基本理念：

～豊かな自然・かがやく文化
みんなで築く安心のまち～

また、目標とする将来像として4つの将来像を示し、総合的に施策を推進するとしている。

将来像1 自然と共生するまち（ゆとり・潤い）

将来像2 文化があふれるまち（希望・活気）

将来像3 活力ある産業のまち（連携・発展）

将来像4 やすらぎのあるまち（安全・安心）

4つの将来像を実現するために、8つの基本目標を示している。その中で、本計画に関連する目標を以下に示す。

基本目標1 豊かな自然環境の保全と地域資源活用のサイクルを推進する。

- ・再生可能エネルギーの活用
- ・資源ごみのリサイクル
- ・廃棄物の減量化推進による循環型社会の構築
- ・環境への負荷が低減される地域の構築

基本目標6 安全・安心な暮らしを確保する

- ・道路、河川、上下水道施設等のインフラ整備の推進及び管理

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理施設の変更

令和7年4月にクリーンセンターあがのがわが供用開始となり、ごみ処理施設が変更となった。

これまで、ごみ処理を行っていた阿賀町クリーンセンターと五泉地域衛生施設組合不燃物処理センターについては廃棄物受入を終了した。

(1) 搬出先

令和7年4月のクリーンセンターあがのがわ供用後は、一部の資源ごみを除き、クリーンセンターあがのがわに搬出することになる。

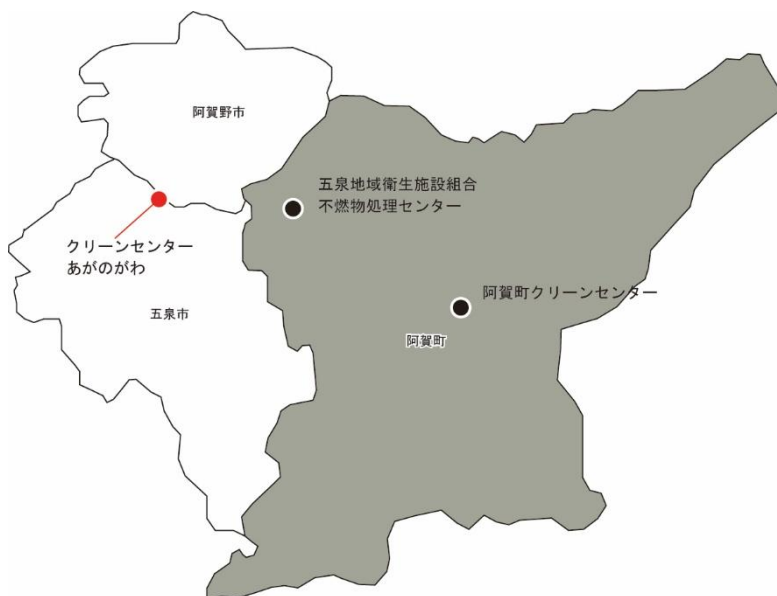


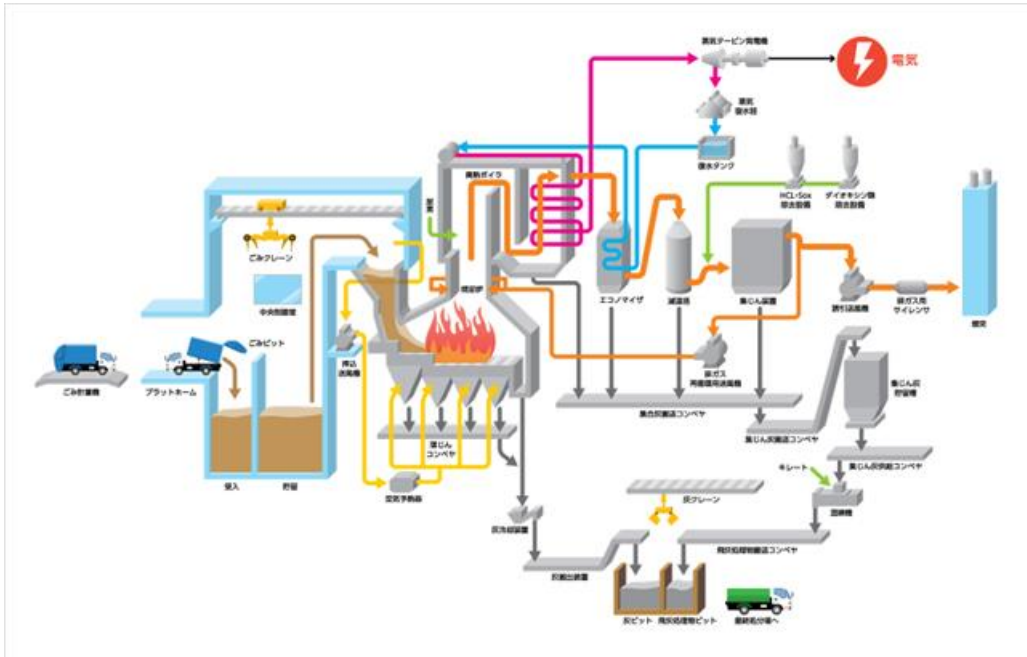
図 2.1 廃棄物処理施設の位置

(2) ごみ処理フロー

阿賀町では排出されたごみは一部の資源ごみを除いて、五泉地域衛生施設組合クリーンセンターあがのがわに搬出している。クリーンセンターあがのがわにて処理するごみ種類は可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ、プラスチック製容器包装、缶、びんである。

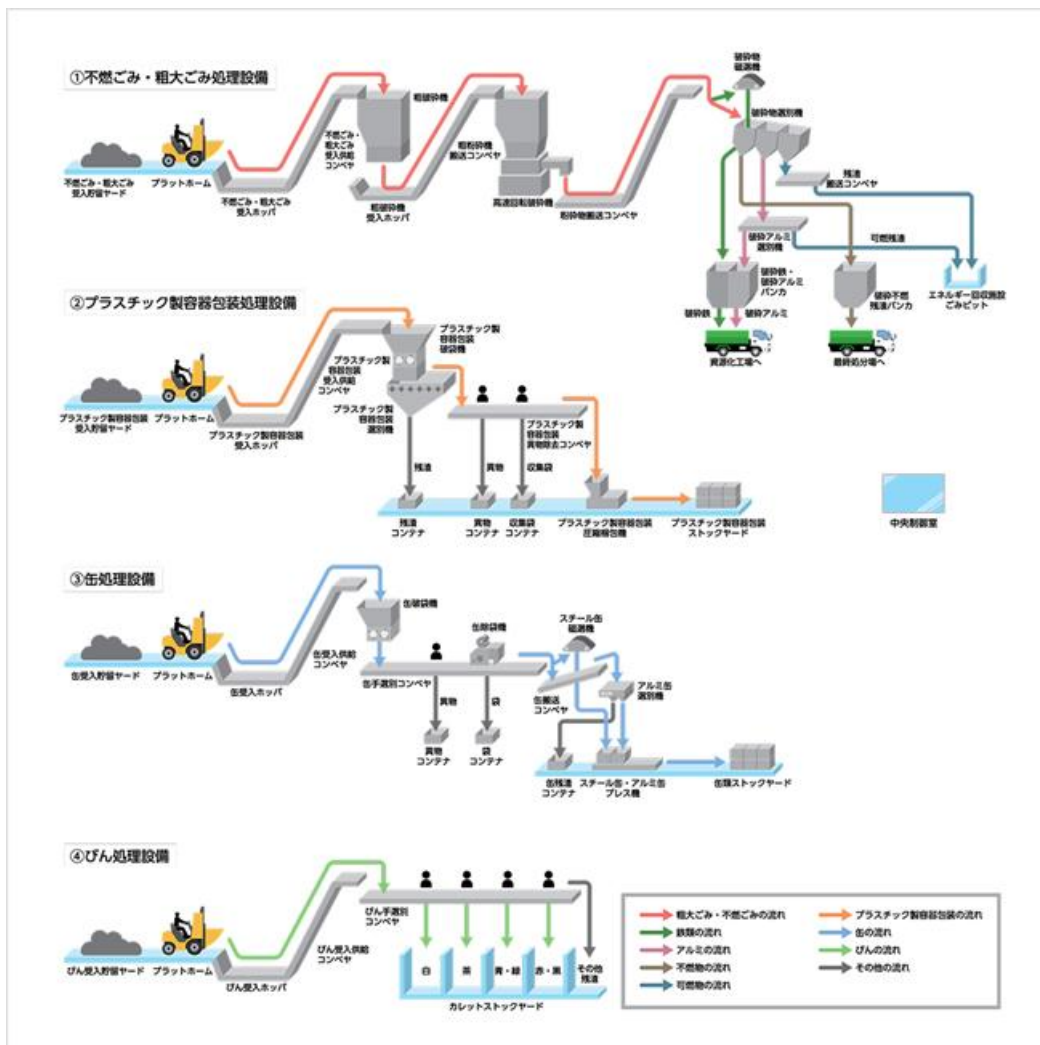
クリーンセンターあがのがわの処理フローを図 2.2、2.3 に示す。

可燃ごみ以外は、選別および破碎し、可能な限り元の材料として再利用できるよう処理しており、最終処分量が極力少なくなるようリユース・リサイクルに取り組んでいる。



資料：クリーンセンターあがのがわ HP より

図 2.2 処理フロー（可燃ごみ）



資料：クリーンセンターあがのがわ HP より

図 2.3 処理フロー（不燃ごみ・粗大ごみ、プラスチック製容器包装、缶、びん）

(3) ごみ処理主体

可燃ごみは、これまで阿賀町が主体として処理してきたが、五泉地域衛生施設組合が主体に変更となった。また、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ等についてはこれまでと同様に、五泉地域衛生施設組合となっている。

表 2.1 ごみ処理主体

ごみ処理	収集・運搬	中間処理			最終処分
	生活系ごみ (事業系ごみ)	可燃ごみ 粗大(可燃)ごみ	不燃ごみ 粗大(不燃)ごみ 資源ごみ※1	有害ごみ	焼却残渣 不燃残渣
阿賀町	阿賀町 (排出者)	クリーンセンター あがのがわ※2			外部委託処分

※1 資源ごみのうち、紙類とペットボトルについては、外部委託処理

※2 五泉地域衛生施設組合 クリーンセンターあがのがわ

(4) ごみの分別方法

1) ごみの分別区分と収集頻度

変更した、生活系ごみの分別区分と収集頻度を表 2.2 に示す。

新たに、プラスチック製容器包装を追加し、月 4 回の収集とした。

表 2.2 ごみ収集区分

燃やすごみ	缶・びん類	紙類	燃やさないごみ
生ごみ、布類、革製品 ゴム・皮革製品 プラスチック製品	アルミ缶、スチール缶 びん類	新聞紙、折込チラシ、 紙パック、ダンボール、 雑誌、ざつ紙	小型家電、せともの類、 鍋・一斗缶、ガラス類、 スプレー缶、スキー板、 自転車・一輪車、 電球・LED 電球
町の指定のごみ袋に入れる。	びん類は直接専用コンテナ に入れる。	十字にしぼる。	割れ物は”危険”と表示する。
週 3 回	月 2 回	月 2 回	月 2 回

有害ごみ	プラスチック製容器包装	ペットボトル
乾電池、水銀体温計、 蛍光灯・電球形蛍光灯		
バッテリー、電池が外れない製品は有害ごみとして出す。	透明・半透明の袋に入れる。	透明・半透明の袋に入れる。
月 2 回	月 4 回※	月 2 回

※令和 7 年 4 月、5 月は月 2 回

2. 目標の設定

(1) 本計画の目標値

本計画における目標値は、廃棄物処理基本計画（国の目標）で掲げられた目標値を基本として、絶対値ではなく、令和4年度の値を基準とした削減割合とした。廃棄物処理基本計画では目標年度を令和12年としているが、本計画では中間目標年度とし、令和12年度に本計画の見直しを行い、目標の達成度に応じて目標値を見直すものとする。

表 2.3 廃棄物処理基本計画の目標値（一般廃棄物処理に関する事項）

項目	目標	中間目標年度	目標値
①一般廃棄物の排出量	令和4年度比 約9%削減	令和12年度 (2030年度)	3,486 t/年
②1人1日あたり 生活系ごみ排出量	令和4年度比 約4%削減	令和12年度 (2030年度)	749.3g/人・日
③1人1日あたりごみ焼却量	令和4年度比 約15%削減	令和12年度 (2030年度)	755.7g/人・日
④一般廃棄物最終処分量	令和4年度比 約5%削減	令和12年度 (2030年度)	463 t/年

3. 将来ごみ排出量等の推計

(1) 人口の推計の推計方法

人口の将来予測は、以下に示す条件に基づいてトレンド法を用いて令和 22 年度まで推計した。

(「第 3 次阿賀町総合計画 (2025-2034)」においても、将来人口の推計をしているが、推計間隔が 5 年毎となっている。本計画では 1 年ごとの人口が必要なため、改めて推計した。)

(2) 推計結果 (将来人口)

将来人口の推計結果を表 2.4 に示す。

令和 6 年度時点で約 9,100 人であった人口は、目標年度である令和 22 年度では、約 5,500 人まで減少すると推定される。

表 2.4 人口の推移 (実績・推計)

単位：人

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口 (実績)	12,222	11,874	11,538	11,174	10,775	10,444	10,153	9,855	9,467	9,107
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口 (推計)	8,884	8,601	8,327	8,062	7,805	7,557	7,316	7,083	6,857	6,639
年度	R17	R18	R19	R20	R21	R22				
人口 (推計)	6,427	6,223	6,025	5,833	5,647	5,467				

(3) ごみ排出量の推計方法

現状で推移した場合のごみ排出量の予測では、過去 5 年間のごみ種類別・搬入方法別の 1 人 1 日あたりのごみ排出量をもとに、6 種類の推計式を作成し、相関係数 (R) やグラフの形状を確認し 1 つを選定した。ただし、数値の変動が少ない場合は、5 年間の平均値を用いた。

表 2.5 推計方法

項目	説明
過去実績	ごみ種類別・搬入方法別のごみ原単位
実績期間	過去 5 年間 (令和 2 年度～令和 6 年度)
推計式	①直線式、②べき乗数式、③一次指数式、④修正指数式、 ⑤ロジスティック式、⑥二次傾向式 (6 種類)
推計期間	将来 16 年間 (令和 7 年度～令和 22 年度)
推計条件	①現状のまま推移した場合 (単純予測) ②ごみ減量等の施策効果を見込んだ場合

また、これまで可燃ごみとして処理してきたプラスチック製容器包装を資源ごみとして分別収集することにより、可燃ごみ排出量が減少し、資源ごみ排出量が増大することになる。

(3 か月間の実績で、可燃ごみの約 3%分のプラスチック製容器包装が排出されたので、(1) による推計から 3%分の可燃ごみを控除し、資源ごみに振り分けた。)

(4) 推計結果（現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測（単純予測））

将来ごみ量の推計結果を表 2.6 に示す。

予測の結果、現状のまま推移した場合では、目標値を達成することは難しいとの結果となった。

表 2.6 目標値と推計の比較（単純予測）

項目	目標	中間目標年度	目標値	推計
①一般廃棄物の排出量	令和 4 年度比 約 9 %削減	令和 12 年度 (2030 年度)	3,486 t/年	2,983 t/年 (達成)
② 1 人 1 日あたり 生活系ごみ排出量	令和 4 年度比 約 4 %削減	令和 12 年度 (2030 年度)	749.3 g/人・日	741.0 g/人・日 (達成)
③ 1 人 1 日あたり ごみ焼却量	令和 4 年度比 約 15%削減	令和 12 年度 (2030 年度)	755.7 g/人・日	798.0 g/人・日 (未達成)
④一般廃棄物最終処分量	令和 4 年度比 約 5 %削減	令和 12 年度 (2030 年度)	463 t/年	280 t/年 (達成)

(5) 推計結果（ごみ減量対策の効果を考慮した予測結果）

ごみ減量のための施策として以下の施策を実施し、その効果を見込んで予測した。

施策 1

これまで、可燃ごみとして処理してきたプラスチック製容器包装を、令和 7 年度から資源ごみとして分別収集するよう変更となった。これにより、可燃ごみ量が減少し、資源ごみ量が増大することとなる。

単純予測では、3 か月の実績を用いて予測をしたが、今後も継続して、住民への周知を徹底することにより、プラスチック製容器包装の分別を習慣づけるよう努める。このことにより、可燃ごみの 5%がプラスチック製容器包装として排出されるものとして推計した。

施策 2

これまで、可燃ごみとして処理してきた紙類を、令和 7 年度から紙箱、紙袋、投函チラシ、ノート、メモ紙などを紙類（ざつ紙）として分別収集するよう変更となった。こちらもプラスチック製容器包装と同様に、住民への周知を徹底することにより、ざつ紙の分別を習慣づけるよう努める。このことにより、可燃ごみの 5%がざつ紙として排出されるものとして推計した。

(6) ごみ減量対策の効果を考慮した推計結果

将来ごみ量の推計結果を表 2.7 に示す。

ごみ減量対策の効果を考慮した場合、令和 12 年度に目標を達成できると予測される。

表 2.7 目標値と推計の比較 (施策効果を見込んだ場合)

項目	目標	中間目標年度	目標値	推計 (R12)
①一般廃棄物の排出量	令和 4 年度比 約 9 %削減	令和 12 年度 (2030 年度)	3,486 t/年	2,983 t/年 (達成)
② 1 人 1 日あたり 生活系ごみ排出量	令和 4 年度比 約 4 %削減	令和 12 年度 (2030 年度)	749.3 g/人・日	741.0 g/人・日 (達成)
③ 1 人 1 日あたり ごみ焼却量	令和 4 年度比 約 15%削減	令和 12 年度 (2030 年度)	755.7 g/人・日	740.7 g/人・日 (達成)
④一般廃棄物最終処分量	令和 4 年度比 約 5 %削減	令和 12 年度 (2030 年度)	463 t/年	261 t/年 (達成)

(7) 将来ごみ量

将来のごみ排出量 (施策効果を見込んだ場合) の推移を図 2.4 に示す。

推計に見込んだ施策として、これまで可燃ごみに含まれていた、プラスチック製容器包装および紙・布類の一部を資源ごみとして排出するよう努めるものであり、ごみの総排出量は変わらないが、資源化量が増えると試算される。

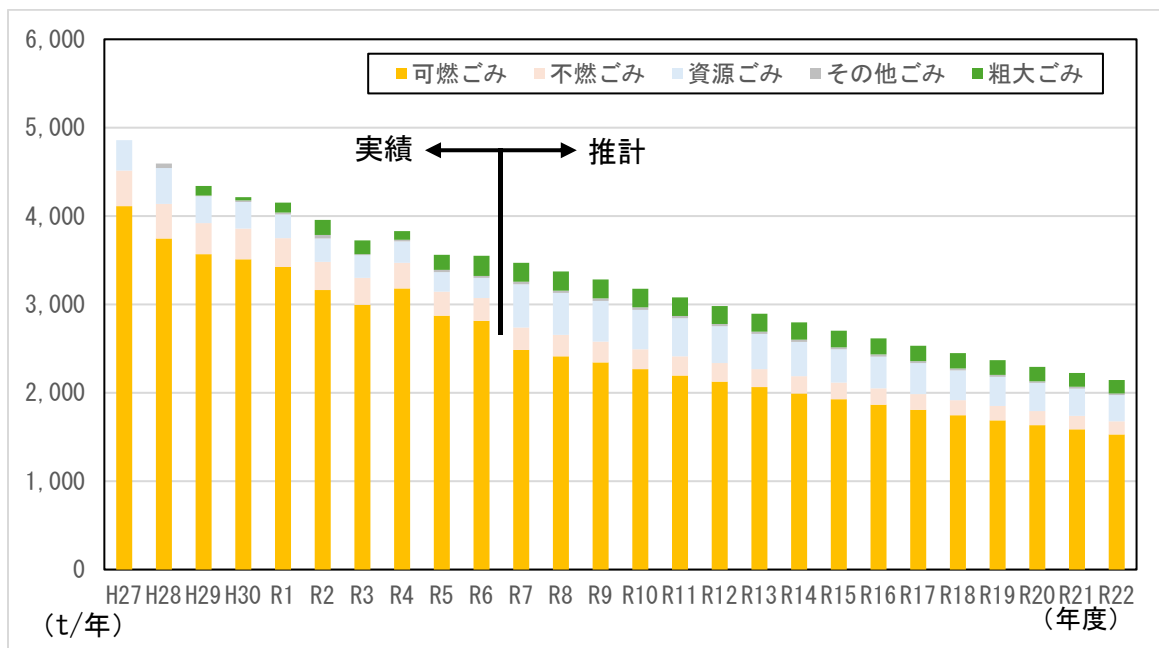


図 2.4 将来ごみ量 (施策効果を見込んだ場合)

4. ごみ処理基本計画の取り組み

目標達成に向けて、住民、事業者、行政それぞれの役割について以下に示す。

(1) 発生抑制・再資源化計画

【行政の役割】

1) 環境・リサイクル等の情報提供の充実

- 「広報あが」等による情報提供と町・組合ウェブサイト、SNS などを活用して、社会情勢に合った情報ツールを随時見直し、町・組合の取り組みや循環型社会への関心情報を迅速かつ分かりやすく提供する。
- 転入者、外国人等に対して、ごみの発生抑制、分別排出等について、分かりやすい内容で周知する。

2) 学習機会の創造

- 組合と協力して、幅広い年齢層を対象に、資源化処理施設などの見学を計画し、地域や学校と連携した環境学習を推進する。
ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会、環境ポスターの公募、町の教育関連部署、NPOなどと連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習のカリキュラムの作成などを検討する。

3) 排出者への助言および指導

- 引っ越しや年末年始などの際に出る多量ごみについて、再利用できるものはリサイクルショップの活用など、有効利用をしてごみを減らすことができるよう処理方法などを周知する。
- マイバックを利用するなどレジ袋等をできる限り使わないようにする。また、商品の購入に際して、詰め替え用品の活用や簡易包装の徹底などを図るよう周知する。

【住民の役割】

- ごみの排出に際して、分別を徹底する。特に排出ルールが変わったプラスチック製容器包装については資源ごみとして排出することを徹底する。
- 雑誌、紙パック、新聞紙、ダンボールおよびぎつ紙など再生紙の材料として利用できる紙類は資源ごみとして排出する。
- 可燃ごみに含まれる生ごみの削減に向け、環境衛生整備事業補助金制度を積極的に活用し、生ごみの削減に努める。
- 使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の使用を控える。
- ごみの減量化を推進するために、過剰包装やレジ袋を使わないよう行動する。

【事業者の役割】

- 事業系ごみについては、事業者自ら減量化、再資源化、適正処理を行うように推進する。
- 商品の流通・販売などの各段階で発生する包装廃棄物については、事業者独自、あるいは事業者間での再生、有効利用のルートを確立し、排出を抑制するように活動する。
- 積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を取り揃え、自らもそうした商品を活用するように活動する。また、アフターサービスの充実、リサイクルしやすい商品の開発や販売を推進する。
- 社内打ち合わせ資料等については、可能な限り電子化しタブレットなどを使用することで印刷物を少なくする。また、商品紹介に使用するパンフレット等を電子化して、PCやスマートフォンから見られるようにするなど、ペーパーレス化に取り組む。

(2) 収集・運搬

【行政の役割】

1) 収集・運搬

- 資源として分別収集しているものが、可燃ごみや不燃ごみとして排出されないようごみの分け方と出し方について、幅広い年齢層に周知できるよう見直しを図る。また、排出ルールが守られない場合にはマナーの指導などを実施する。
- 生活系ごみは、各地区の収集日を明確にし、ステーション方式による委託収集をする。

2) 分別排出

- 収集車両については、ごみの性状や資源としての価値などを考慮し、ごみの種類ごとの適正な車両の使用を推進する。
- 事業系ごみを排出する場合には、自ら処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を依頼するよう指導を徹底する。事業者自らが資源のリサイクルルートや適正処理を図ることが困難な場合も考慮し、事業者間での協力を促進する。

【住民の役割】

- ごみステーションの衛生的な管理をする。
- 決められた日時に、決められたごみを排出する。
- ごみの減量化に努め、再資源化できるよう分別、洗浄する。
- 乾電池、水銀体温計、リチウム電池などの有害ごみは、他のごみと混入しない。

【事業者の役割】

- 多量排出事業者は、事業系ごみを生活系ごみステーションに排出しない。
- 多量排出事業者は、自ら処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を依頼する。
- 草木類等の搬入時は、水分等を減らし減容化に取り組む。
- 有害物、危険物等のごみは持ち込まない。

(3) 中間処理・最終処分計画

【行政の役割】

1) 中間処理

- 組合との協力のもと、焼却量の削減を図るとともに、適正な処理体制によりごみ処理の安定化に取り組む。
- 適正な運転管理および公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制するよう組合に要請する。

2) 最終処分

- 現状において、町および組合ともに最終処分場を管理していないことから、最終処分は民間の最終処分場に排出している。今後の安定的な廃棄物処理のため、組合や構成市町と協議し、最終処分場の必要性を含めた協議を進める。
- ごみの発生抑制・資源化に係る各種施策により、最終処分量の低減に努める。

(4) その他関連する施策

【行政の役割】

1) 排出困難者等への対応

- ごみステーションまでのごみ排出が困難な人の支援や、高齢者の見守り活動として、いわゆる「ごみ出し支援制度」の導入を検討する。

2) 適正処理困難物

- 組合で処理できない産業廃棄物や有害物質を含んでいる廃棄物など具体的に掲載し、それらは、排出者が自ら専門の処理業者に処理を依頼できるよう処理ルート进行调查し、資源化を念頭に置きながら適正な処理を行う仕組みを作る。また、製造業者等への適正処理の配慮について要請する。
- 在宅医療廃棄物については、処置方法等により一般廃棄物になることから区分を明確にする。また、感染性のある医療廃棄物については、医療機関等、排出者が責任をもって処理、処分を行い、処理の状況を把握し適正処理が確保されるよう利用者へ周知する。

3) 不法投棄防止対策

- 不法投棄を防止するため、不法投棄巡回や町職員によるパトロールの強化、監視システムの体制の整備、関係機関との連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを強化する。

4) 災害等廃棄物対策

- 災害等により一度に多量の廃棄物が発生した場合に備え、組織体制を整備するとともに収集・運搬、処理・処分において迅速な対応ができるよう、県、近隣市町村との連携を図りながら対策を講じる。

【住民の役割】

- 不法投棄はしない。また、不法投棄を確認した場合、警察等へ通報する。

【事業者の役割】

- リサイクルの徹底に努める。
- 産業廃棄物は自らの責任において適正に処理する。

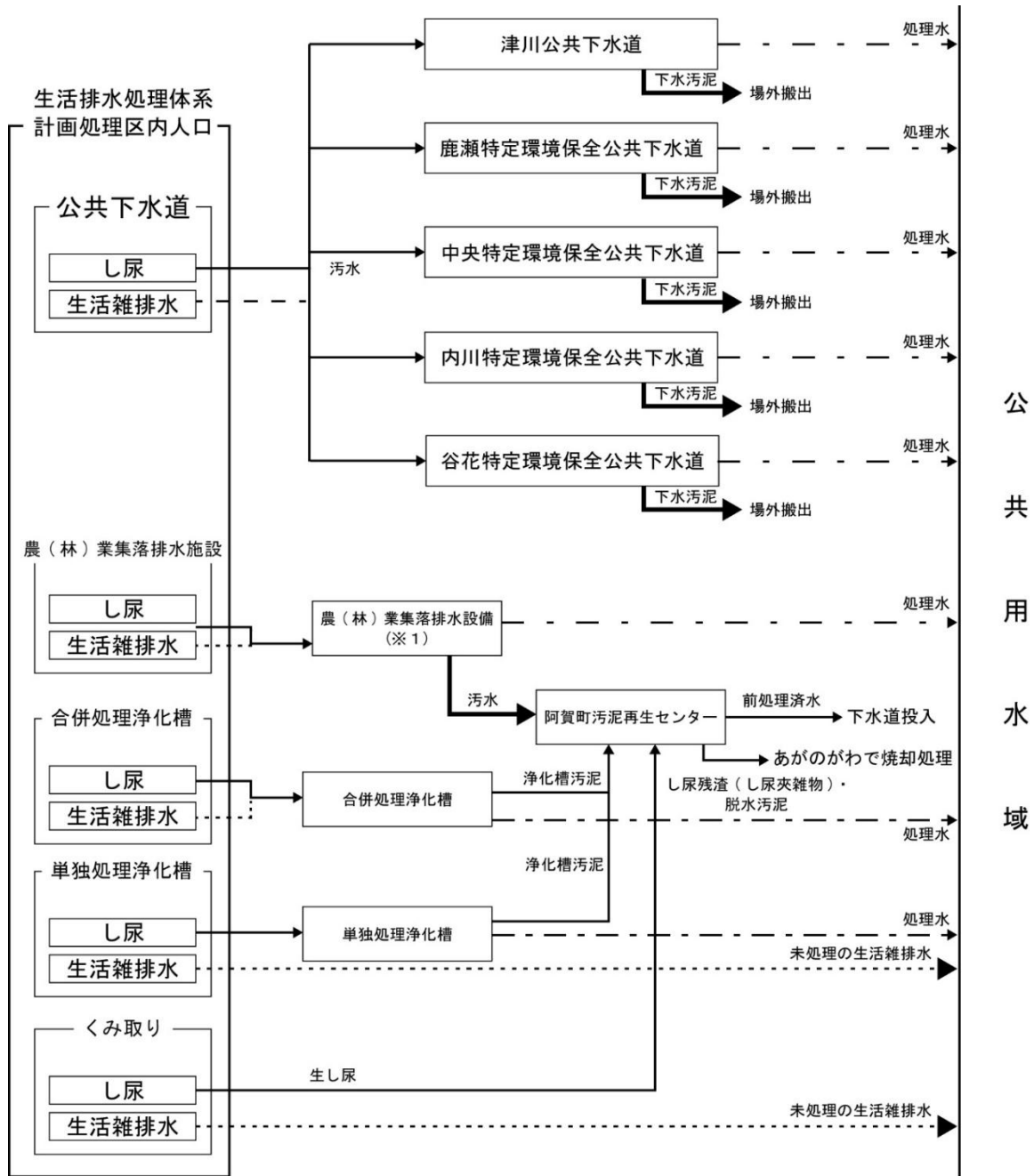
第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理フロー

阿賀町の生活排水処理フローを図3.1に示す。

公共下水道が整備されている地域では、公共下水道を使用している。

農業集落排水、林業集落排水および浄化槽から排出された汚泥については、阿賀町が管理する阿賀町汚泥再生センターにて処理している。



※1 22施設：八木山農業集落排水処理施設、八ツ田農業集落排水処理施設、日出谷農業集落排水処理施設、豊美農業集落排水処理施設、七名農業集落排水処理施設、広谷農業集落排水処理施設、西川農業集落排水処理施設、三宝分農業集落排水処理施設、日野川農業集落排水処理施設、五十島農業集落排水処理施設、吉津農業集落排水処理施設、白崎農業集落排水処理施設、岩谷農業集落排水処理施設、綱木農業集落排水処理施設、東下条農業集落排水処理施設、石間農業集落排水処理施設、石戸農業集落排水処理施設、長谷農業集落排水処理施設、新谷古岐農業集落排水処理施設、押手林業集落排水処理施設、中山林業集落排水処理施設、室谷集落排水処理施設

図3.1 生活排水処理フロー

2. 生活排水処理体制

(1) 生活排水処理体系

1) 収集・運搬計画

収集区域は、本地域の全域とする。

2) 収集・運搬の主体

阿賀町におけるし尿および浄化槽汚泥の収集・運搬の主体を表 3.1 に示す。し尿の収集・運搬は町からの委託者、浄化槽汚泥の収集・運搬は町からの許可業者により実施する。

表 3.1 し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬主体

項目	収集運搬
し尿	委託業者
浄化槽汚泥	許可業者

3) 中間処理・最終処分計画

阿賀町のし尿および浄化槽汚泥は、阿賀町汚泥再生センターにて処理される。ただし、そこで出たし尿夾雑物・脱水汚泥は、クリーンセンターあがのがわに搬出して焼却処理後に最終処分される。

4) 下水道等の生活排水関連事業

公共下水道事業が 5 事業、集落排水事業が 22 事業、合併処理浄化槽事業が 4 事業となっている。整備率は合併処理浄化槽を除いて 100%となっており、整備は終了している。ただし、水洗化が進んでいない事業においては、今後接続を促すことによって汚水処理率を向上させる計画である。

3. 目標の設定

(1) 本計画の目標値

国については明確に目標を定めていないので、本計画の目標は、「新潟県汚水処理施設整備構想」の整備目標を順守することとする。生活排水の目標値を表 3.2 に示す。

ただし、阿賀町汚泥再生センターは下水道投入のための前処理のみを行っているため、汚泥有効利用率については目標を定めない。

表 3.2 目標値（生活排水）

指標	目標値	達成年度
汚水処理人口普及率	93.1%	令和 22 年末
汚泥有効利用率	-	令和 22 年末

4. 将来生活排水処理量等の推計

(1) 人口の推計

人口の将来予測は、ごみ処理基本計画と同様とした。

(2) 形態別処理人口

過去5年間の形態別処理人口の変動をもとに、6種類の推計式を作成し、相関係数 (R) やグラフの形状を確認し1つを選定した。ただし、数値の変動が大きくない場合においては、最近5年間の実績の平均値を用いた。

(3) 推計結果

将来生活排水人口、汚泥発生量の推計結果を表 3.3、図 3.2 に示す。

予測の結果、現状で推移した場合においても、①汚水処理人口普及率の目標値を満足できる結果となった。

表 3.3 目標値と推計の比較

項目	目標年度	目標値	推計
①汚水処理人口普及率	令和 22 年度 (2040 年度)	93.1%	94.2% (達成)

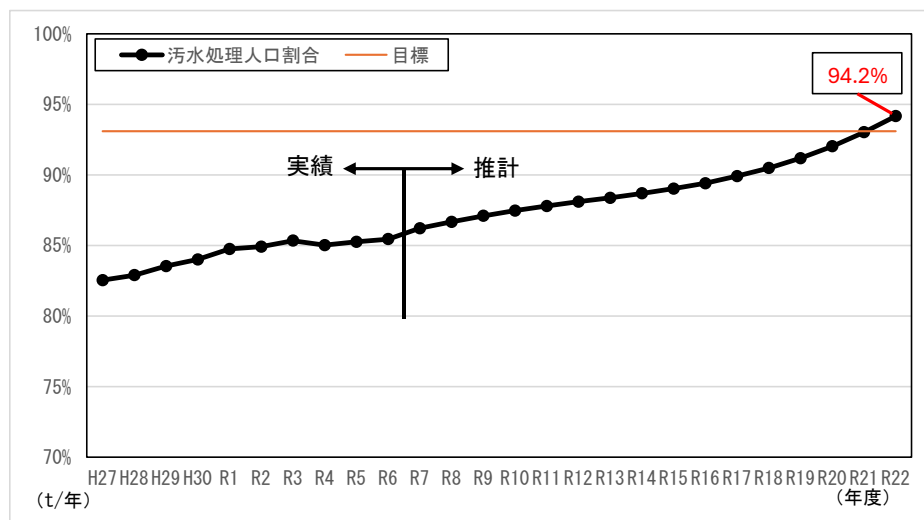


図 3.2 将来汚水処理人口の割合

5. 生活排水処理基本計画の取り組み

(1) 生活排水処理施設の整備

下水道事業について、いずれの事業も整備は完了しているものの、一部の事業においては接続率が不十分となっている。接続率向上のため、整備範囲における未接続の住民に周知を進める。

また、下水道・農（林）業集落排水範囲以外の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している住民に、合併処理浄化槽への切り替えを促していく。

さらに、合併処理浄化槽は1年に1度、定期点検をする必要があることを周知し、公共用水域の水質保全に心掛ける。

(2) 生活排水処理対策

先に示した、接続率の向上や、浄化槽の定期点検の必要性について、「広報あが」等による情報提供と町や組合ウェブサイト、SNSなどを活用して周知をする。